

平成29・30年度防衛省発注の建設工事に係る競争参加資格の取扱いについて

平成30年3月
防衛省整備計画局施設計画課

防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）等が改正されることに伴い、平成29・30年度を有効期限とする防衛省発注の建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格の取扱いを以下のとおり定めたのでお知らせします。

1 防衛省所管契約事務取扱細則等が改正されたことに伴う随時の資格審査の申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書について

(1) 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）は、経営事項審査の審査基準日（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第1第1号の2に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の1年7月前の日以後のもののうち最新のものでなければなりません。さらに、平成29・30年度資格審査の申請にあたっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものはそれぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。

(2) 経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、特例計算を希望する事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正前又は改正後のいずれかに統一された審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を用いて申請することが必要です。

① 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書は、添付を要する者の全てについて、申請をする日の1年7月前の日以後のものうち最新のものでなければなりません。

② 随時申請をする場合は、経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正前又は改正後のいずれかに統一された審査基準による経営事項審査の総合評定

値通知書を用いて申請することが必要です。

2 防衛省所管契約事務取扱細則等が改正されたことに伴う一般競争（指名競争）参加資格の再認定について

(1) 再認定の申請ができる者

平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の申請書類を定期及び随時受付（平成30年3月31日まで）時に別表に掲げる申請者の本店所在地を所管する受付機関に提出している者のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査の審査基準が平成29年国土交通省告示第1196号により改正される前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けた者は、希望により当該改正後の審査基準による総合評定値通知書を用いて平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請を行うことができます。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を用いて申請することが必要です。

(2) 再認定のスケジュール

平成30年4月1日から平成30年9月30日の間、再認定の受け付けを行います。認定日（予定）は、適切な申請書を受理した月の翌月中に行います。

受付日認定日（予定）

平成30年4月1日～平成30年4月30日に受理したもの	平成30年5月中
平成30年5月1日～平成30年5月31日に受理したもの	平成30年6月中
平成30年6月1日～平成30年6月30日に受理したもの	平成30年7月中
平成30年7月1日～平成30年7月31日に受理したもの	平成30年8月中
平成30年8月1日～平成30年8月31日に受理したもの	平成30年9月中
平成30年9月1日～平成30年9月30日に受理したもの	平成30年10月中

受付期間
平成30年4月1日～平成30年9月30日

(3) 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（建設工事）（様式1-1）及び（様式1-2）再認定用

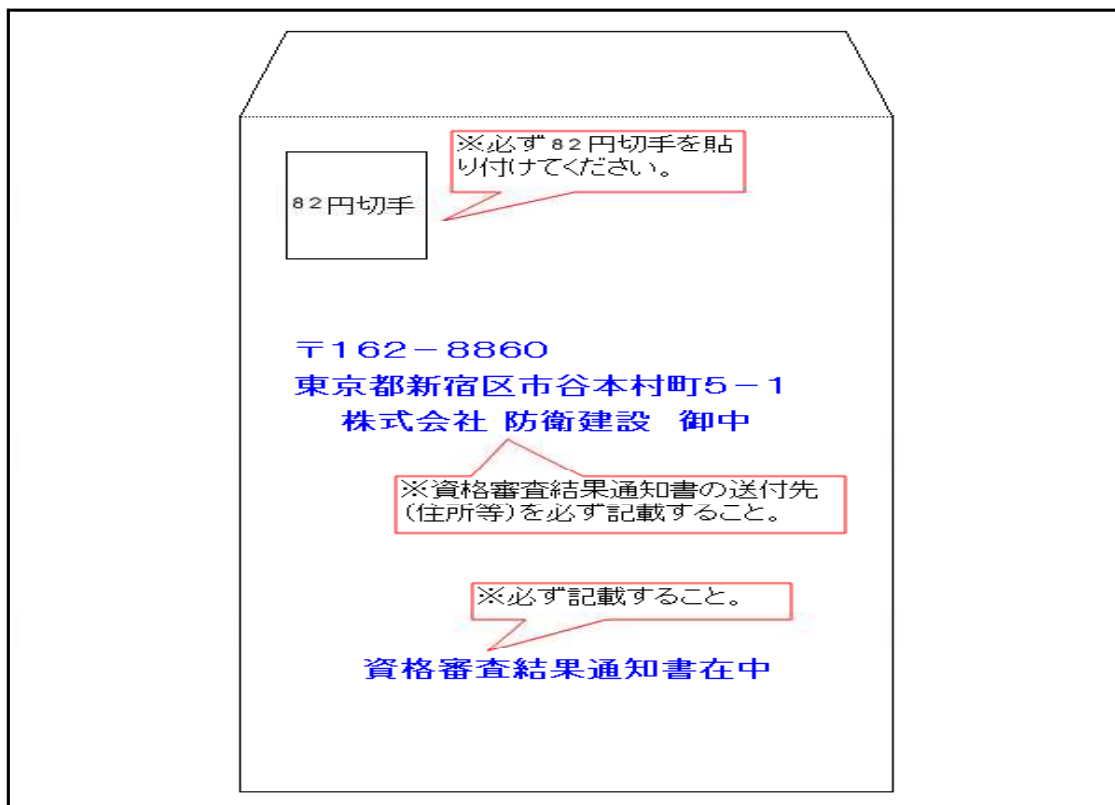
- ② 改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものはそれぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。）
- ③ 共同企業体等調書（様式3-1～4）再認定用（経常建設共同企業体及び特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合）
- ④ 受付通知票
官製はがき又は62円切手を貼り付けたはがき（下の【作成例】を参照。）を申請書類と併せて同封してください。

【作成例】

（裏）	（表）
<p style="text-align: center;">受付通知票</p> <p><input type="checkbox"/> 受け付けました。 貴社から提出された申請書は、確かに受け付けましたので通知します。</p> <p><input type="checkbox"/> 受け付けできません。 貴社におかれましては、現在、有資格者としての欠格要件に該当するため提出された申請書は、受付出来ません。 また、今回、提出していただきました申請書につきましては当方において放棄させていただきます。</p> <p>受け付けできない理由</p> <p><input type="checkbox"/> 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当すると認められる為</p> <p><input type="checkbox"/> 予算決算及び会計令第71条第1項第 号に該当すると認められる為</p> <p><input type="checkbox"/> 経営状況が著しく不健全である為</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない為</p> <p><input type="checkbox"/> 法人税又は所得税若しくは消費税及び地方消費税に未納分がある為</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p style="text-align: right;">確認印</p> <p>整理番号</p> <p>※この受付通知は、葉書に直接印刷するか、用紙に印刷して糊などで貼り付けて作成して下さい。 ※内容については、記入不用。</p>	<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <p style="text-align: center;">62円切手 1 6 2 - 8 8 6 0</p> <p>※62円切手を必ず貼り付けて下さい。</p> <p style="text-align: center;">東京都 新宿区 市谷本村町5-1 (株)防衛建設 御中</p> <p>※送付先(住所等)を必ず記載して下さい。</p>

- ⑤ 切手を貼り付けた定型形封筒（資格審査結果通知書の郵送用）
82円切手を貼り付けた封筒（下の【作成例】）を申請書類と併せて同封してください。

【作成例】



⑥ 委任状（代理申請をする場合）

※ 再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、改正前の審査基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、上記すべて提出。

(4) その他再認定の申請に関する留意事項

① 一般競争（指名競争）参加資格の再認定の申請は、整備計画局施設計画課長から認定を受けている全工種一括で行う必要があります。

再認定の申請は、一部の工種のみを選択して行うことはできません。

② 平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の申請書類を定期及び随時受付（平成30年3月31日まで）時に別表に掲げる申請者の本店所在地を所管する受付機関に提出している者のうち、改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を用いて、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を用いて希望部局又は希望工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を用いて再認定を申請していただきます。

③ 工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに競争参加資格の確認又は指

名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級等が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

3 随時の申請及び再認定の申請における共通事項

(1) 申請方法及び申請場所

申請については、別表に掲げる本社（本店）の所在地を管轄する地方防衛局等において申請を受け付けます。

なお、提出方法は文書郵送方式のみとなります。

(2) 申請書類及び申請書作成の手引きの入手

申請書作成の手引き並びに申請書等の様式については、防衛省・自衛隊のホームページから入手して下さい。

ホームページアドレスは、以下のとおりです。

http://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/shikakushinsa/h29-30_shikakushinsa.html

別表1 地方防衛局等の管轄区域及び申請書提出及び問い合わせ先

本社(本店)所在地	提出先
北海道（帯広防衛支局の管轄区域を除く。）	北海道防衛局 総務部 契約課 〒060-0042 札幌市中央区大通西1-2（札幌第3合同庁舎） TEL 011-272-7513（直通）
オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室総合振興局の各振興局管内	帯広防衛支局 総務課 契約審査係 〒080-0016 帯広市西6条南7-3（帯広地方合同庁舎2階） TEL 0155-22-1175（直通）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北防衛局 契約課 契約審査第1係 〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15（仙台第3合同庁舎） TEL 022-297-8296
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県	北関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第2係 〒330-9721 さいたま市中央区新都心2-1 （さいたま新都心合同庁舎2号館） TEL 048-600-1800（内線2819）

神奈川県、山梨県、静岡県	南関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係 〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57（横浜第2合同庁舎） TEL 045-211-7143（内線7417）
富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿中部防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係 〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-67（大阪合同庁舎第2号館） TEL 06-6945-5741（直通）
岐阜県、愛知県、三重県	東海防衛支局 会計課 契約審査係 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1（名古屋合同庁舎第1号館） TEL 052-952-8233（直通）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国防衛局 総務部 契約課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30（広島合同庁舎4号館） TEL 082-223-7233（直通）
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	九州防衛局 総務部 契約課 契約審査第1係 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7（福岡第2合同庁舎） TEL 092-483-8829（直通）
熊本県、宮崎県、鹿児島県	熊本防衛支局 総務課 契約班 〒862-0901 熊本市東区東町1-1-11 TEL 096-368-2174（内線302）
沖縄県	沖縄防衛局 総務部 契約課 契約係 〒904-0295 中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 TEL 098-921-8142（内線157）